高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規定 の制定について

平成31年3月25日付で、高圧ガス保安法容器保安規則の運用及び解釈について一部 を改正する規定の制定がありそれに伴う関係通知がありましたので、お知らせいたしま す。

改正の概要については、次のとおりです。

なお、詳細については、経済産業省のホームページをご参照ください。

1) 改正関係規則

- ・一般高圧ガス保安規則
- ・コンビナート等保安規則
- 特定設備保安規則

2) 改正概要

- ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について
- ・コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について
- ・特定設備検査規則の機能性基準の運用について
- 3) 施行日

平成31年3月25日

31消第87号 平成31年4月15日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

愛媛県県民環境部防災局 消防防災安全課長

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)等の一部を改正する規程の制定について

平成31年3月25日付け20190325保局第1号で経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から通知のあったこのことについて、別添のとおり通知しますので、 貴協会の会員に周知していただきますようお願いします。

> 所 属 愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係

職氏名 係長 兵頭 孝次

連絡先 〒790-8570 松山市一番町 4-4-2

電話 089-912-2320 (ダイヤルイン)

FAX 089-941-0119



31 消第 176 号 平成 31 年 4 月 26 日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

愛媛県県民環境部防災局 魔鵟県県 消防防災安全課具影廳部防



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (内規) の一部改正について

平成31年4月22日付け20190418保局第1号で経済産業省大臣官房技術総括・ 保安審議官から通知がありましたので、通知します。

> 所 属 愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係

職氏名 技師 横溝 秀明 連絡先 〒790-8570 松山市一番町 4-4-2

電話 089-912-2320 (ダイヤルイン)

FAX 089-941-0119

E-mail yokomizo-hideaki@pref.ehime.lg.jp